

## 第 5 回

# 消費者政策推進のための専門人材の 育成・確保に関する懇談会 議事録

消費者庁消費者教育・地方協力課

第5回消費者政策推進のための専門人材の  
育成・確保に関する懇談会  
議事次第

日時：平成31年4月10日（水）10:00～10:57

場所：中央合同庁舎4号館1階共用123会議室

1. 報告素案について
2. その他

○尾原課長 それでは、会議に先立ちまして、本懇談会の扱いについて御連絡をいたします。

本懇談会は、原則として公開といたします。また、懇談会での配付資料は原則として消費者庁ウェブサイト公表いたします。

報道関係の皆様が、会議の冒頭において全体の風景を撮影する場合を除き、懇談会の撮影及び中継は不可といたします。

なお、当庁では審議会等のペーパーレス化を推進しております。本日の懇談会では、専用タブレットを用いたペーパーレスでの実施を予定しています。お手元のところですが、今は私が発表者ボタンを押して共有にいたしますと、皆さんの画面は私がいじるような形で変わっていくかと思えます。もし御自身でページの内容を見たいというときは、左側の個人のボタンを押していただくと、発表者の共有のボタンにかかわらず自分のページを見ることができます。

また、本日は所用等よりまして色川先生、矢吹先生が御欠席でございます。

では、定刻になりましたので、ただいまから、第5回「消費者政策推進のための専門人材の育成・確保に関する懇談会」を開催させていただければと思います。

報道機関の方はいらっしゃらないでしょうか。よろしいですか。では、報道の方の冒頭のカメラ撮りはここまでといたします。

これからの議事進行につきましては、高橋座長にお願いしたいと思います。では、よろしくお願いたします。

○高橋座長 皆さん、おはようございます。きょうは雨でお足元の悪い、あるいは電車がいろいろトラブルっている中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、議事に入らせていただきたいと思います。

きょうは、これまでこの懇談会で議論してまいりました報告書の最終案につきまして、まず事務方より御説明いただいた上で、皆様方から最終的なコメントを頂戴するという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず事務方のほうから御説明をよろしくお願いたします。

○尾原課長 わかりました。それでは、タブレットのほうをごらんいただきますと、今、私のほうで発表者共有で報告書案の1ページ目をお示ししておるかと思えます。報告書について、御説明をさせていただきます。

まず1ページ目です。「はじめに」のところ、「消費者政策の目的は」というところで、「消費者の権利実現を通じて、消費者が主役である経済社会を構築することであり、「安全・安心な市場」、「質の高い市場」は消費者が主役である経済社会のための基盤である。」というふうに位置づけております。

それから、「はじめに」の最後の段落でございます。「このような認識のもと」で始まるところで、「消費者問題が複雑化・多様化していく中で、地方消費者行政の充実・強化をはじめとする消費者政策の推進のための専門人材の育成・確保の在り方について検討を行うた

め、2018年10月より有識者による懇談会を開催した。本報告書は懇談会における議論を踏まえてとりまとめたものである。」というふうにしております。

1. 目で「消費者政策の領域と身に着けるべき基礎理論について」です。下から2段目の「消費者政策は時代の要請に応じて」が始まるところでございます。「消費者政策は時代の要請に応じて、対応すべき分野も変化することから、消費者政策を担うべき人材が身に着けるべき学問体系を一律に規定するのは困難であるが、一方で、消費者政策を進めるにあたって、普遍的に身に着けるべき「消費者政策学」ともいうべき学問領域や基礎理論も存在するものと考えられる。」としております。

その後、「例えば」として「被害救済に係る消費者法や自立した消費者の育成に係る消費者教育のほか、消費行動や企業行動に影響を及ぼす規制や情報開示、「市場の質」を確保するための制度設計に必要な競争政策と消費者政策の関連性等については、「消費者の権利実現を通じて、消費者が主役である経済社会を構築する」という消費者政策の目的を達成するためには、時代の変化に関わらず消費者政策の担い手となる者が身に着けるべき基礎理論と考えられる。」というふうにしております。

そして、次のページでございます。「これらは」が始まるところでございますけれども、中ほどでございます。幅広に横断的に学ぶ必要があるわけですが、中ほどのところ、初めのパラグラフの下から4行目、「このような状況下において、消費者政策を総合的に学んだ者の育成は困難となっている。このため、消費者政策の人材育成に当たっては、学問領域や基礎理論を整理し、消費者政策を総合的に学べる環境を整えることが重要である。」というふうにしております。

次に2. 目でございます。「消費者政策の担い手について」でございます。では、具体的にどのような担い手が考えられるかというところで、ページでいくと4ページ目の一番上の初めから「様々なステークホルダーと連携して進めていくことが効果的であり」というふうを書いて、さまざまな担い手の方々を議論するというふうに、この懇談会では担い手を3つのモデルケースで想定しております。

1つ目は(1)のところ、「人事異動により国・地方公共団体の消費者行政部局や企業の消費者関係部門に初めて配属され、消費者政策の知識を一通り学ぶ必要に迫られた者」、ここでは「初任者ケース」と呼んでいます。

2番目は、国や地方公共団体職員の方、それから消費生活相談員の方、または消費者教育コーディネーターの方、あるいは消費者団体、企業等で消費者政策の企画・立案、推進役を担っていただける方というところで、ここは「T字型人材ケース」というふうに分類しています。

3番目、「消費者政策に関連する制度や理論を学際的に研究するとともに、上述のモデルケース1・2の人々を育成することができる者」ということで、「研究者・教育者ケース」という形で3つに分けております。

この3つのモデルケースに基づいて、3以下のところをそれぞれの方々に想定して説明

をしているのが3以下でございます。

4 ページ目、「消費者政策を「学ぶ場」の提供について」というところでございます。

初めは「初任者ケース」の課題でございます。初任者ケースの方の課題ということで、次の5 ページ目のところでございます。国、地方公共団体のところで上から2行目で「消費者問題が」で始まる所、文章でいくと「現在、独立行政法人国民生活センターや地方公共団体においても様々な研修が行われているが、」の次のところでございます。消費者問題が複雑化・行動化する中で、地方公共団体の職員や相談員のさらなる対応力強化が求められる一方、高齢化に伴う人手不足や、次世代の育成への不安の声も上がってきている。また、企業部門で消費者問題に従事される方におかれても、消費者問題の複雑化・高度化に対応して、既存の資格や研修のさらなる充実がされておるところでございます。

こうした中で<対応策>のところでございます。ちょっと段落があいて、そのページの真ん中の<対応策>で、初めの「●」のところでございます。「消費生活相談員や地域での見守り活動を担う者の養成に加え、地方公共団体の行政職員についても消費者政策に係る一通りの基礎を学ぶことが重要となる。このため、地方公共団体の行政職員の受講を促すための目標設定、業務上まとまった時間確保が困難な職員に向けたオンデマンドによる初任者用プログラムの配信や地方での研修開催の充実等、消費者行政に携わる者は誰でも、一通りの知識を習得するため、国民生活センターの更なる研修の充実や研修機会の確保策について検討すべきである。」ということになっております。

また、今、見ていただいた6 ページ目の上から2つ目のところでございますが、既存の資格制度の取得を通じた人材育成も有効であるとして書いております。

それから、3つ目でございます。消費者庁の役割ということで、ちょっと主語が大きくなって申しわけないんですけども、「消費者庁は」というところで、2行目です。消費者庁は、今まで以上に職員の人事交流を積極的に行うことが必要であるというふうにとめております。

また、4つ目、ライフイベント等によって一旦離職された方々、あるいはステップアップ、キャリア形成を考えていらっしゃる方のところでございます。それにつきましては、「●」でいくと下から5行目のところでしょうか。「大学等において、学位課程とは別に提供される短期プログラム等において消費者政策に関する短期プログラムを提供するとともに、そうした短期プログラムの履修がより魅力的なものとなるよう、既存の資格制度と連携することも期待される。」というふうにとめております。

続きまして、第2のモデルケースである「T字型人材ケース」で課題のところでございます。パラグラフでいうと2つ目、「消費者政策の中核を担う」で始まる所、消費者政策の中核を担う「T字型人材」の育成にあたっては、1. のところでお示したような学問領域や基礎理論などをもとに、消費者政策を分野横断的・専門的に学ぶことが求められる。しかしながら、国内の高等教育機関において消費者政策に着目した人材育成の場がほとんどないのが現状であって、専門的な知識や実践力を有する人材が不足している結果、

必ずしも地方における審議会での議論は活発に行われていないという声も多うございますという課題を書かせていただいております。

その＜対応策＞でございます。こちらにつきましては、8ページ目のところに書かせていただいております。1つは8ページ目の3行目あたり、「リカレント教育の充実を図るという観点から」と書いたところでございます。「リカレント教育の充実を図るという観点から専門的に学ぶ場が設けられることが重要である。」と書いております。

また、その段落でいくと下から3行目になりますか。真ん中あたりのところでございます。「このように一定程度の社会経験を経て」で始まる所、上からの行数でいくと9行目のところでございます。「このように一定程度の社会経験を経て、更なる高度な知識や実務能力を有する人材を育成するためには、高度専門職業人養成に取り組む大学が大きな役割を果たすことが期待される。」としております。

また、次の「●」のところ、8ページの初めの「●」になるわけですがけれども、「大学がそうした役割を果たす際には、公開講座や履修プログラムの提供等を通じた人材育成の実践、更には、修士課程や専門職学位課程等において消費者政策の中核を担う人材が育成されることが期待される。」としております。

さらに次のところで、「単独の大学でそうした人材育成が困難な場合には、複数の大学が連携し、教育プログラムを開発し、提供することも考えられる」。あるいは、「(オンデマンド型教材や教育コンテンツ等)の活用等により、住んでいる地域により学ぶ機会が制約されない環境づくりも重要である。」というふうに取りまとめております。

続きまして、3つ目のモデルケースで「研究者・教育者ケース」でございます。＜現状と課題＞というところでございますけれども、消費者政策が研究水準を高めていくためには消費者政策分野における消費者政策に関する研究者ネットワークの構築、あるいは専門研究機関の整備、行政による研究支援が必要であるというふうに書いております。

これにつきまして、＜対応策＞として10ページ目の初めの「●」のところでございます。「行政施策への研究の反映を図るため、既存の消費者政策に関する関係学会と消費者庁との連携を強化することが重要である。」

また、「行政施策に具体的に反映することのできる研究者を育成し、継続的に研究を行うためには、公的機関における専門研究機関の整備や高等教育機関における研究者育成支援が必要となる。」としております。

4. 目でございます。「消費者政策を学んだ者の「活躍の場」の検討」ということでまとめさせていただいております。これは、具体的には活躍の場の検討ということで、11ページの真ん中あたりで始まる「活躍の場」の視点ということで、行政、民間企業さん、あるいはNPO等と3つに分けて活躍の場の検討について書かせていただいております。

では、まず（行政）においてどのような活用が考えられるかというところでございます。初めの「・」については、「また」で始まる所でございます。基本的には相談ケース自体は現状も高どまりになっていること、あるいは高齢化、国際化、高度情報化等に

より消費者問題が複雑化している。さらには、SDGsへの対応など、持続可能な社会に向けて制度的・政策的対応の重要性が高まっているということで、これまで従来の消費者政策が主に対象にしていたところは複雑化もしていますし、高度化もしています。あるいは、対象範囲もSDGsへの対応も含めて、すごく持続可能な消費まで含めて分野も流域も広がっているということが活躍の場として考えられます。

また、(企業)のところでございます。企業におきましても初めの「・」のところでございますけれども、お客様相談やCSR部門だけではなくて、もちろんそれも大事なのですが、加えて相談窓口に寄せられる問い合わせには重要な顧客ニーズが含まれており、この重要な情報を生かして商品開発、企画部門、あるいは経営者にまでさまざまな活躍ができる分野があるのではないかと書いております。

また、(消費者団体、NPO等)につきましても初めの「・」で「消費者政策の推進にあたっては、適格消費者団体や消費者団体等において専門的知識を持った者が、消費者の被害救済、消費者教育に参画するなどの活動も重要である。」

12ページの最後の「・」のところでございます。「ネット社会の拡大により情報発信の制約が解消される中で、消費者の埋もれがちな声を発信したり、消費者に役立つ情報を届けたりする担い手として、消費者政策を学んだ者が組織に所属せずに活動する場も考えられる。」ということを追記しております。

5. 目で「消費者政策の研究機能の強化」でございます。ここについては、13ページの5.で始まる所、「消費者政策の質を維持・向上させていくためには、研究機能の強化を行う必要がある。しかしながら、消費者政策のかじ取り役を担うべき消費者庁には、他府省庁のように組織内部に研究機能を持っていない。

今後、長期的な視野で、消費者政策を強化するためには、企画・研究機能を充実させていくことが必須である。また、政府においては、証拠に基づく政策形成の推進も求められているところであり、エビデンスとなるデータの収集方法や政策の効果測定の手法の検証など、研究者と連携した政策立案機能の充実を図るべきである。」という課題がございます。

そして、その際でございますけれども、次の「充実にあたっては」というところで「データ構築」、「実証研究」、「理論研究」の3つの視点が重要というふうにしております。

特に研究と、それから行政の関係のところは13ページのちょっと小さな字で申しわけありませんが、脚注の13のところでございます。「研究成果の実用性確保に留意しつつも」、こここのところのスタンスとしては行政と研究との関係ということで、「行政による研究成果の恣意的な利用を排除するなど、学問の独立性・自由の確保の観点から、研究機関の行政からの独立性の十分な配慮が必要となる。」ということで、前回御議論いただいた研究のところと行政の関係についても脚注を入れさせていただいております。

そして、最後のところでございます。14ページ、「おわりに」ということで、「～消費者政策推進のための人材育成・確保にむけた具体的方策～」ということで、「人材育成・確保にむけた具体的な方策として、以下を提言する」。この具体的な方策に対する提言先の主語

は「消費者庁は」と明記した上で、「消費者庁は、本提言の実現に向けた取組を行うことにより、消費者政策の推進に努めるべきである。」としております。

それで、具体的方策として「(1) 消費者政策に従事した経験の浅い地方公共団体の担当者や企業の消費者問題担当者等の知識の底上げを図るため、地方での研修開催やオンデマンドによる初任者用プログラムの配信等の国民生活センターの更なる研修の充実や研修機会の確保策、既存の資格取得のための研修を受けやすい環境整備や企業に対する既存の資格制度の活用を通じた人材育成についての広報等を検討すべきである。」ということでございます。

(2) は「消費者政策推進に関する専門人材を育成するため、消費者庁は、人材育成に取り組む大学と連携し、モデルとなる学びの場を全国に数か所置くことを目指すべきである。その際、ICT（オンデマンド型教材）などを活用して、住む地域により学ぶ機会が制約されない環境づくりも重要である。」

(3) です。「消費者政策を専門的に学んだ者について、既設の主に社会人を対象とした大学院等における履修証明やこれと連携した資格制度の活用・拡大によるキャリア形成を消費者庁は支援すべきである。」

(4) です。「健全な消費環境や市場の質を確保する観点からも、消費者庁は行政及び企業がそれぞれのニーズに応じて、消費者政策に係る学位取得者や資格取得者を積極的に登用し、他省庁との連携も含め、消費者政策をコアとしたキャリア形成が可能となる環境づくりを行うべきである。また、消費者庁は人材育成の拠点として、インターンや研究者の積極的な受け入れ、職員の人事交流を拡大すべきである。」

最後でございます。「(5) 消費者政策に係る研究者ネットワークの構築や関係学会等との連携強化、公的な研究機関の設置等による企画・研究機能の強化を図るべきである。企画・研究機能の充実に当たっては、「データ構築」、「実証研究」、「理論研究」の3つの視点が重要であり、継続的なデータ構築により理論と実証を結びつけるため、消費者庁における研究機関の設置を含め公的な研究機関の設置に係る検討をすべきである。」ということで、5つの具体的方策をまとめております。

以上が、今回のこれまでの議論を踏まえた報告書案ということで、事務局より提出させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。これまで幾度となく議論して、その都度、案が出てきたものがその後、仮にまとめられてまた議論をして、あとは個別にも消費者庁の方々が訪問されたり、あるいは連絡を取り合って最後の最後まで御修正案をいろいろいただきましてこのような形になりました。皆様の御協力に心から感謝したいと思います。

その上で、きょうは最終回ということでもございますので、この報告書案はまだこういうところが足りないんじゃないとか、自分の考えている趣旨と全く違う表現になっているとか、そういうことは多分ないと思うんですけども、そういうこともありますし、もっと大きいのは、こういう案が出てきたときに消費者庁が本当にこの専門人材を育成する



ために今後何をしていかなければいけないのかというようなことも委員の皆様から御意見がいろいろおありかと思っておりますので、そういう期待も込めてお一人ずつ時間もございましてコメントを順次いただければと思います。

いきなりで恐縮なんですけれども、河野先生から順番にお願いしてもよろしいでしょうか。

○河野委員 とんでもございませぬ。報告書を取りまとめていただいて、本当にありがとうございました。前回は申し上げましたけれども、消費者庁ができて私たち消費者もそれ以前に比べると消費者行政にかなり期待するところが大きい状態ではございました。

ただ、現在のところ、確かにさまざまな施策に手をつけてくださっていますし、具体的に成果も出ている分野もあるんですけれども、国の全体の施策の中で消費者行政というのが埋もれがちであるといいたし、何となくやはり先頭には立ちにくいものだとこのことを実感しております。

それで、私たち消費者が安心して安全に商品、サービスなどを利用できる環境を整えること、その状況を実現するための効果的で実効性のある消費者政策というのは、経済の発展には不可欠なものだと思っております。今、政府を挙げてさまざまなところで経済の維持拡大のためにいろんな施策を打っておりますが、そういった施策が成功するもしないも、やはり消費者というか、私たち国民が安心して安全にそういった場にいられるということだと思っております。それで、今回の取りまとめに関しましては、ぜひその第一歩になってほしいと強く思っております。

それで、このお取りまとめいただいた中で、特段私自身も先ほど高橋座長に御紹介いただきましたとおり、事前に御説明もいただきましたし、それからその後の修正案等も拝見しております、どこかということではございませぬ。これで、強いて言えば実行していただきたいというふうに強く思うところでございませぬ。

それで、最後ですと幾つかコメントさせていただけるとすると、今回おまとめいただきました12ページの消費者団体とNPOのところではございませぬ。今回の取りまとめを担っていくものとして、行政と、企業と、それから消費者団体というふうに挙げていただいております。私自身も消費者団体にはありますが、消費者団体はやはり他の業界における団体と比べましても自主財源は非常に乏しいです、相対として活発な活動ができていないというのが現状ではございませぬ。

また、この分野でいいますと、全ての国民が消費者であると考えれば、世代間の格差が非常に大きくて、情報を取得するツールにしても、デバイスにしても、本当にさまざまであるというような状況でありまして、私自身も消費者の代弁をしたいと心から強く思っておりますし、そのつもりで情報収集もしておりますし、勉強しているつもりなんですけれども、では私が消費者を代弁できるかという、ひとくくりで代弁するというのが非常に困難である。そのことを、やはりわかっていたいただきたいと思います。

ですから、この消費者団体やNPO等に期待するということは、もちろんそのとおりだと

思っておりますけれども、ここは現状で考えるとなかなか大変なところであると自覚しております。

それから、その次のところですが、5番目にまとめていただきました「消費者政策の研究機能の強化」ですが、今回の取りまとめ案の中でここが一番新しい提案であり、私自身ここに一番期待したいと思っております。この間、さまざま消費者政策の強化のためにいろいろな会議体が置かれました。そこでさまざまな検討がされましたけれども、常に感じているのは、地に足のついたデータが乏しい。それから、説得力のあるデータが乏しいというふう感じていたところです。

それで、5番で提案してくださったような、恒常的でプラットフォームとしての機能を持つ土台、言葉が重なって済みませんが、そういったものができることによって、問題が顕在化してから情報を集めるのではなく、情報がある中から一番効率的で実効性のある政策を組み立てていくということで、これまでの会議体のやり方の順番が逆になるのではないかと感じています。ぜひ、このところは財源というか、財政当局と折衝も必要だと思いますけれども、頑張ってくださいたいと思っております。

それから、先ほど課長が一番下の13番目のところに脚注として学問の独立性・自由の確保というのは重要であるから、余り恣意的な利用にならないようにというふうにコメントをおっしゃっていただきましたけれども、私が考えるに、学問の独立性・自由の確保は大学等、教育機関でやるべきであって、もし消費者庁に近いところにこういったプラットフォームが置かれるのであれば、政策立案を支援するためのというふうな形で、もう少し目的を明確化されるほうが本当に使えるものになるのではないかと感じたところです。

本当に消費者政策は経済の発展のためには非常に重要であるという視点を、社会に対する強力なアピールをしていただきたいと思っております。今回のこの取りまとめが、まとまると、ほっとするようなどころではなく、ここを足がかりにして次の山にしっかりと登って行っていただきたいと強く思いますし、そのためには消費者庁さんにはぜひ筋肉質な行政組織になってほしいと思っております。お肉をどんどん食べて、骨を太くして、ぜひさまざまな他省庁に負けないような形、ここがしっかりとやることで日本の経済の維持発展には一番寛容であるという形で頑張ってくださいたいと思っております。

まとめりませんが、以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。すごく熱のこもった期待を言っていただいて、皆さん元気になるんじゃないかと思っております。

それでは、戸澤委員よろしく申し上げます。

○戸澤委員 今回のこの諮問というんでしょうか、これを伺って、どういう方向でやっていくのかよくわからない部分があったのですが、特に消費者政策の担い手ということで、どこをターゲットにするのかというのが最初の議論にありましたが、その中でいろいろ議論する中でこの3つに分けた初任者ケースとT字型人材、それと研究者・教育者ケース、これに分けたというのは非常にわかりやすくなったということで、これは非常にいい

い試みかと、それぞれに応じてどういうものが必要になっていくかということが明確になったということでは、非常にこれは評価していいかと思っているところでございます。

あとは、今回最後のページのところで全体の取りまとめというんでしょうか。消費者庁さんとしてどういうことをやっていくかということで5項目挙げられていまして、その中で当然こういった項目について検討すべきだとか、あるいはこういった項目が重要ですねというところの最終的な提案があったんですけども、やはり大事なのはロードマップというんでしょうか、これをどういう形で現実にしていくかというところがないとまずいのかなと思います。

やはり、これは余り長期に考えても仕方ないので、せっかく皆さんが集まって提言したわけですから、これもなるべく早く具体化していくことが必要なのかなと考えているところでございまして、そういう意味では今後の予算ですとか、多分組織的な要求だとか、いろいろ必要になるかとは思いますが、ぜひそれは消費者庁さんに頑張ってもらえばと考えるところでございます。

あとは、この中で出てきました研修についてなんですが、やはり研修というのは長期にわたる話ではなくて、今すぐにでもどんどん改善していったほうがいいかなと考えているところでございまして、この報告書の中でも国センでの研修のさらなる充実というのが出ておりますけれども、まさに自治体としてもこれをやってもらいたいというところでございまして、もちろん消費者法の最近の新たな改正だとか、そういったことも大事なんですけども、今はそれ以上にもっと実際に相談にあらわれやすいものというのは、そういった消費者法にかかるものだけではなくて、それこそ仮想通貨の問題だったり、スマホをいろいろな形で事業者さんが勧誘してくる問題ですとか、あるいは食品の表示の問題ですとか、消費者法とは少し違った分野でいろいろ新しい動きが出てきているので、そこら辺はぜひ専門家の方に来ていただいて、一般の自治体の行政職員、あるいは相談員の方に研修してもらえるとすごくありがたいと思っているところでございます。

最後は、データについてですけれども、相談に関するデータというのはかなりいろんな分析がされているかと思えます。それは、国センさんのほうで例のPIO-NETという仕組みの中で年間90万件にも上がっている相談を全部分析していますので、そういう意味での分析がある程度できているというところではあるんだと思えますけれども、多分こちらで言っているのはまたそれとは違う、より違った視点で、相談という視点ではなくてもうちょっと広い、それこそエシカル消費だとか、SDGsだとか、そういったものがどういう形で今、取り上げられて、どういう形で紹介されているとか、より広い観点での政策的な分析データというんでしょうか、これが必要になってくるのが今回の流れだと思っています。

そういう意味では、消費者庁さんのほうに試験研究機関をなるべく早くつくっていただいて、そこら辺の分析をやっていただけるとありがたいと思います。

私からは、以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして長谷川委員よろしくお願いたします。

○長谷川委員 ありがとうございます。余り申し上げることもないような気もするんですけども、いろんな御意見がある中で、私が申し上げたことも種々入れていただきまして、高橋座長及び事務局には大変感謝しております。どうもありがとうございます。

河野委員がおっしゃられたように、消費者政策は経済の発展にとって極めて大事というふうに我々も経済界として思っております、まさに国や消費者庁さんと協力して消費者志向経営につきましても推進しているということでございまして、そういった人材が企業の中に取り込まれていくというのも非常に重要なことかと思っております。ですから、引き続きこうした取り組みが重要だと思っております。

その上で、先ほど座長のほうから、今後消費者庁が実践されるに当たって何かお伝えすることはあるかというような趣旨の御下問をいただきましたので、あえて申し上げます、これは最後の枠内の提言に関して進められるときに、ややもすると、と言うとあれですが、国民ないし消費者政策一般のためではなくて、消費者庁さんのためとか、大学のためとか、そういったことにぜひならないような形で政策を進めていただければということでございます。

あとは、大変細かいのですが、幾つかワーディングみたいな話で、たった今、気づいてしまったところがあったので、せっくなので申し上げます。

「はじめに」というのが1ページ目にあるんですけども、最後に「おわりに」というのがたしかあって、それが14ページですね。それで、「はじめに」に下線がないというのが1つです。

あとは、6ページ目は趣味の問題なんですけれども、「●」がいろいろあって最後の「●」です。これは前から気づいていたんですけども、「短期プログラム」というのが3回繰り返されて、やや日本語として美しくないなということです。要するに、「T字型人材ケース」の上の4行目くらいからでしょうか。「提供される短期プログラム等において消費者政策に関する短期プログラム」ということなので、例えば「関するもの」にするとか、「短期」を取って「プログラム」にするとか、その下にもまた「短期プログラム」というのが出てくるので、これはやや趣味の問題なんですけれども、変えていただいたほうがいいのかと、全くこだわらないんですが、そういうことです。

最後ですが、10ページの一番上のところに2つ「●」があると思うんですけども、2つ目の「●」で「行政施策に具体的に反映することができる研究者」とあるんですけども、この反映は多分「研究の成果」とか、目的語が必要なのかなという気がするんです。

ただ、ちょっと上の「●」とやや繰り返しになってしまうところが出てくるので、もし変えれば、そこは適当に考えていただくのがいいのかなという感じがいたしました。以上でございます。

○高橋座長 そういう細かいことは公になるものですから、ありがとうございます。ほかの皆さんも、もしお気づきの点がありましたら、そういうことも改めて御指摘いただければ

ばと思います。どうもありがとうございます。

それでは、最後に吉川委員よろしくお願ひいたします。

○吉川委員 いろいろありがとうございました。最初の1ページの「はじめに」のところで、「消費者問題が複雑化・多様化していく中で、地方消費者行政の充実・強化をはじめとする消費者政策の推進のための専門人材の育成・確保の在り方について」ということで、どこにフォーカスされているのかがこの懇談会のあれがわからなくて、戸澤委員もおっしゃっていたようですけれども、私は「地方消費者行政の」というところに物すごい期待をかけていたので、そこが少し、あれっということ、ちょっと思いはあるのですが、ただ、そうした中で地方の消費者行政は職員は減っていつている、あるいは相談員も高どまりとは言わないでしょうか、もともと不足しているわけです。

でも、現状を見ると、やはり相談員は本当に不足しています。それで、取り合いです。特に東京都などはそうではないかも知れませんが、東京都内のちょっと地方に行くと本当に取り合いのような状態で、関西も同じような状況が続いています。

そういう中で、そういう消費者行政職員の増加ということで、その中で研修に参加することを支援するというようなことは安全法の改正のときには言われたんですけども、その評価がないということで、今回評価を入れるべきというようなことは提案していただいたんですが、評価があるなしにかかわらず、やはり消費者庁の役割としては行政職員の研修に行ったりできる消費者政策をするための行政職員の研修をいかに応援するかということをもっと色濃くしてほしいなと思いました。

それと、相談員も本当にいないということから、国民生活センターと今回は切り分けて議論をしておっしゃったんですけども、この中に国民生活センターの研修の充実とか入れていただいたので、私はちょっとほっとしているんです。全く別に議論をするというふうに最初は言われたので、とても心配していたんですけども、やはりこの報告書を見て先ほどからも出ていますように、国民生活センターは主に今、何が起きているのか、そういうようなことをもとにして研究をされる機関だと思いますけれども、ここで考えられる研究機関というのは、やはり消費者政策は今後どうあるべきかということを経験的なデータをもとにされる場所ですから、おのずと違う目的だということはよくわかりましたから、例えば消費者志向経営を皆さんされているけれども、宣言されないのはなぜかとか、結局そこがもっと広がっていかないと消費者市民社会の構築にもつながらないし、河野委員が言われたように、私たちが何を目的にしてその商品を選ぶのか、あるいはそういうようなこともきっちり今の段階ではなかなかわからない消費者志向経営を宣言してくれているところであれば安心して選べるんだと思えるような施策を考えてほしいとか、そういうことをされる場所かなと、もっと大きなこともあると思いますけれども、今、近々のものであればということで、国民生活センターと方向性は少し違うということは理解しましたけれども、やはりそこはお互いに排除するのではなく、お互いにいい関係で消費者のための研究機関であってほしいなと思っています。

それで、くどいようですが、特に地方の消費者行政の充実のために、人材育成ということにフォーカスを当てていただけるとありがたいと思います。だから、評価のところを書いてもらっていますけれども、その辺のところを評価することでどれほど充実するかわかりませんが、そのあたりのところをもう少しきっちりと行政職員が育つというふうなものに書いていただけたらと思います。

そういうことで、全体的には理解はできました。当初の戸惑いからは理解はできましたので、この報告書でそういう機関ができて、消費者のために、あるいは日本のためにいろいろ施策を打っていただくための機関だということは理解しましたので、ぜひ充実したものにさせていただけたらと思います。ありがとうございました。

○高橋座長 ありがとうございました。今、吉川委員のおっしゃったように、中央とか地方、あるいは河野委員がおっしゃったように、高齢者とそうでないもう少し若い世代の間に消費者問題に関しての質的なものとか、内容的なもの、あとはそれに対する手当て、大きな格差があるという御指摘ですよね。

それで、これからもっとインターネットやAIの社会が進んでくると、そういうものに対するリテラシーの格差というものが、世代ですとか、中央と地方とか、そういうところでもっと進んでいくような気がするんです。そういう意味では、そういうものに対してもきちんと専門的な知識を持って、自分でそういう困っている人を助けるだけではなくて、消費者一人一人が地方にしようと、都会にしようと、高齢者だろうと、若者だろうと、啓発して指導できるような専門人材がもっと生まれてこないと、多分ますますいけない時代になるのではないかと、個人の感想としては皆様のお話を聞いていて感じたところでございます。

このように報告書をまとめられたわけですが、大きな問題点の御指摘というのはとりあえずなかったというふうに認識させていただきまして、公表まで多少お時間もございまして、さらにこの字句はこういう表現のほうがいいだろうか、細かい点などありましたら事務局のほうにお伝えいただく時間はまだございましてけれども、最終的な修正したものに関しては一応私が座長として仰せつかっておりますので、消費者庁さんと私のほうで最終的に完成したものを取りまとめるということで御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○高橋座長 ありがとうございました。

その上で、大学の話もいろいろ出てきまして、事例が少し出てきているんですけども、紹介されている学校以外にこの春以降、新しい動きが出てきているようなものももしあれば、そういうものも少しつけ加えさせていただく可能性はあるかもしれませんが、基本的なたてつけとか、そういうものは全く変わらないというふうに感じております。

どうもありがとうございました。今後、今、申し上げたように報告書の公表の方法は私自身もまだ正確には把握していない部分もあるんですけども、私のほうに御一任いただ

くということで御了解いただけただというふうに感謝しております。どうもありがとうございました。

そういうことで、きょうは多少早く終わっても構わないというお話もいただいているのですけれども、最後に高島審議官のほうから最終的なコメントを頂戴したいと思います。○高島審議官 委員の皆様、5回にわたりましてお集まりいただき、貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございました。

途中、何人かの方からお話があったんですけれども、これは今後座長と御相談して今月中に公表させていただきますが、公表した後、それをどう実行するかというようなお話を何人かの方からいただきました。まさにそのとおりでございまして、私どもとしてはいただいた御意見、まとめたいただいた方向に沿って実行を図っていくというのがこれからの段階になろうかと思っております。

そんなに長期にではなくという御意見もありました。確かに、これをいただいたので、では再来年からやりますとか、そういうことではもちろんなくて、直ちに組み込んでいきたいと思っておりますけれども、内閣府の働きかけでありますとか、研究機関の構想でありますとか、スタートは直ちに始めていきたいと思っておりますが、ただ、世の中で理想をいうと、いろんな大学にいろんな消費者政策コースがどんどんできて、それを学ぶ学生さんとかもどんどんふえるという世の中に、来年直ちになるということはなかなか難しいと思っておりますけれども、そういうことを目指してスタートしていきたいと思っております。

それで、ちょっとお話もございましたけれども、特に政府の中でのいわゆる要求というプロセスがあります。予算が一番ですけれども、予算だけではなくいろんな要求プロセスがあります。ここに書いていただいたことは私どもへのプレッシャーでございまして、このプレッシャーを背景にして、要求というのはなかなか厳しいんですけれども、そのプロセスに入っていかなければいけないと思っております。

消費者庁はおかげさまで10年目になりますけれども、10年たってもまだ力が足りないというふうに私ども自身が感じるころは幾つもあります。特に大きく感じるのは予算面でありまして、こういうものも糧にして、もっともっと頑張らなければいけないと思っております。

それから、吉川さんほか、何人かの方からありましたけれども、相談員さんの方、地方の消費者行政の問題についてはここにも書かせていただきましたが、これだけではなくてちょっとまた別の場もつくって、それはそれで一つの大きな課題と捉えて、どうしていくかということはまた別途検討していきたいと思っております。

もちろん、ここに書いていただいたことと全然違うことを考えるつもりは全然ありませんけれども、どう実現していくかということはまた別途、この場とは別に考えたいと思っております。

最後に個人的なことを言ってあれなんですけれども、私のある知り合いの女性の方がついこの間、資格を取られました。その方は別に行政で働いていらっしゃるわけでも、相談

員として活躍していらっしゃるわけでもない普通の方なんですけれども、試験が受かったわというのでちょっと驚いて、難しかったでしょうと聞いたら、難しかったと。それで、よく頑張りましたね、どうしてかと聞いたら、この試験の勉強を始めて初めてわかったんだけれども、この勉強はおもしろいとその方はおっしゃってまして、やはりそう思う方は潜在的にたくさんいらっしゃるんだなと個人的に思いました。こういうことが本当に世の中に仕組みとしてできてくれば、もっともっと消費者政策、あるいは消費者問題に関心を持つ方がどんどんもっとふえるはずだと思います。

その方は、相談員になってくれといたら、うーんとか言ってなかなかいいお返事はなかったんですけれども、でも少なくとも消費者問題に詳しい方がこれで1人ふえたなというふうに思いました。

いただいた御提言を実現すべく、簡単ではないですが、努力は必ずしてまいりたいと思います。どうも大変ありがとうございました。

○高橋座長 以上で、本日予定されておりました議題は全て終了となりました。これまで長時間、長期間にわたりまして御協力いただきました皆様方、本当にありがとうございました。

これで閉会とさせていただきます。